

様式第1号(第3条関係)



令和5年 // 月 // 6日

京丹後市長 中山 泰 様

住 所 京丹後市弥栄町和田野822番地

請求者 京丹後市民オンブズマン

代表氏名

有田 光彦

昭和22年3月20日生

## 政治倫理基準抵触調査請求書

京丹後市政治倫理条例第14条第1項の規定により、署名簿及び政治倫理基準に抵触した疑いのあることに関する書面を添え、次に掲げる事項に関し調査を請求します。

## 1 政治倫理基準に抵触した疑いがあると認められる者の氏名

京丹後市長 中山 泰

## 2 抵触した疑いがあると認められる政治倫理基準

京丹後市政治倫理条例第3条 第1号

公職者として、その品位と名誉を損なう行為を慎み公務の執行に関し不正の疑惑を持たれる恐れのある行為をしないこと。

## 3 政治倫理基準抵触の内容

別紙の通り

## 備考

- 平成18年11月1日以後に行われた行為が調査の請求の対象となります。
- 政治倫理基準に抵触した疑いのあることに関する書面は、具体的な事実を指摘したものとします。
- 地方自治法第74条第6項に定める期間は、調査の請求及び署名を求めることはできません。

### 3, 政治倫理基準抵触の内容

平成15年3月3日、旧シルバーハウスの使用貸借契約（無償譲渡特約付）が久美浜町長、吉岡光義氏と株式会社アウルコーポレーション代表取締役沖田繁子氏との間で、町有財産の使用貸借契約を締結したが、未だに無償譲渡が行われず市に入るべき固定資産税、おおよそ2,500万円余りが入っていない。

資料1（3枚）平成15年3月3日 使用貸借契約書（無償譲渡特約付）

資料4（3枚）固定資産税評価額の試算表

市の顧問弁護士であられる田中彰寿氏は、市との法律相談に於いて、市が借地権譲渡（借地借家法第19条）の裁判を起こした方が良く、更に固定資産税相当額くらいはもらったかどうか、更に無償譲渡の案件は再度議会へ出すべきだろう。使用貸借契約書の文面は5年と明記しているので継続しているとは言えない。と回答を得たが（平成23年1月6日）今に至るも何一つ実現していない。

資料2（3枚）平成23年1月6日 法律相談報告書

また、令和3年2月13日から令和33年2月12日までの、土地の使用貸借契約の30年の更新がなされるも京丹後市議会本会議での報告等もなく、たまたま総務委員会の休憩時間において、総務部長より報告があったが委員会の誰もが記憶になく、令和5年3月定例会に出された総務委員会における請願審査において、再度の総務部長の説明で判明したものであります。

資料3—1（1枚）令和5年10月31日 公文書部分公開決定通知書

資料3—2（6枚）平成11年12月24日 土地賃貸借契約変更契約書

資料3—3（2枚）平成18年3月31日 土地賃貸借契約書の一部を変更する契約書

資料3—4（20枚）平成24年4月1日 土地賃貸借契約変更契約書

過去においても、合併後の決算委員会や陳情等々、みなと悠々については疑惑も指摘され、京丹後市には、何一つメリットはなく癒着そのものであります。

資料5（3枚）平成16年9月決算議会の会議録（井谷議員とのやり取り）

資料6（4枚）平成25年3月7日開催産建設常任委員会の会議録